

令和4年1月1日から 健康保険の任意継続被保険者の喪失の要件が追加されます

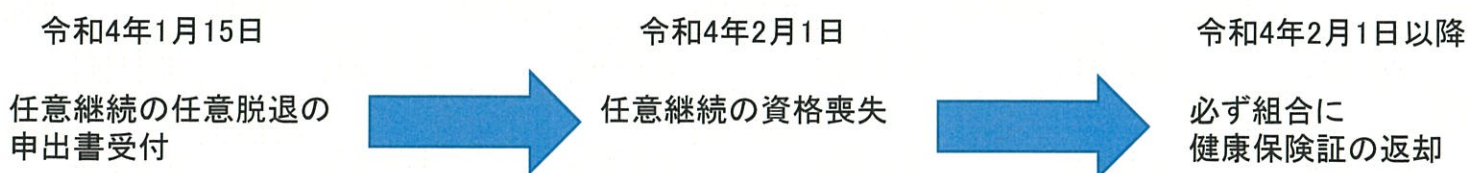
被保険者の生活実態に応じた加入期間の短縮化を支援する観点から、本人の希望による任意継続の資格喪失ができるよう「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、任意継続の喪失要件に**被保険者の任意脱退**が追加されました。

任意継続保険を任意脱退する際の留意点

- ・資格喪失日は保険者が申出書を受理した日の属する月の翌月1日であること。
- ・申出書を受理した日の属する月は被保険者として資格があるため、被保険者証については原則として申出書に添付しないでください。
- ・資格喪失の申出書を受け付けた後は**喪失の取り消しはできません**。

例)



任意継続保険の喪失要件

- ①任意継続被保険者が再就職または後期高齢者に該当し他保険の被保険者資格を取得したため
- ②任意継続被保険者が死亡したため
- ③任意継続被保険者でなくなることを希望するため(令和4年1月1日より要件に追加)

上記①～③に該当した場合、任意継続保険の資格喪失になりますので資格喪失申出書をご提出ください。

※資格喪失証明書について

必要な方は「健康保険の資格期間証明等を受けるための証明書願い」の様式『証明書願い』をご請求いただき、当健康保険組合に提出してください。